

ERSSに追加伝送する項目
(新規制基準適合炉のBWR標準(案))
の考え方について

2019年12月23日

原子力エネルギー協議会(ATENA)

1. はじめに

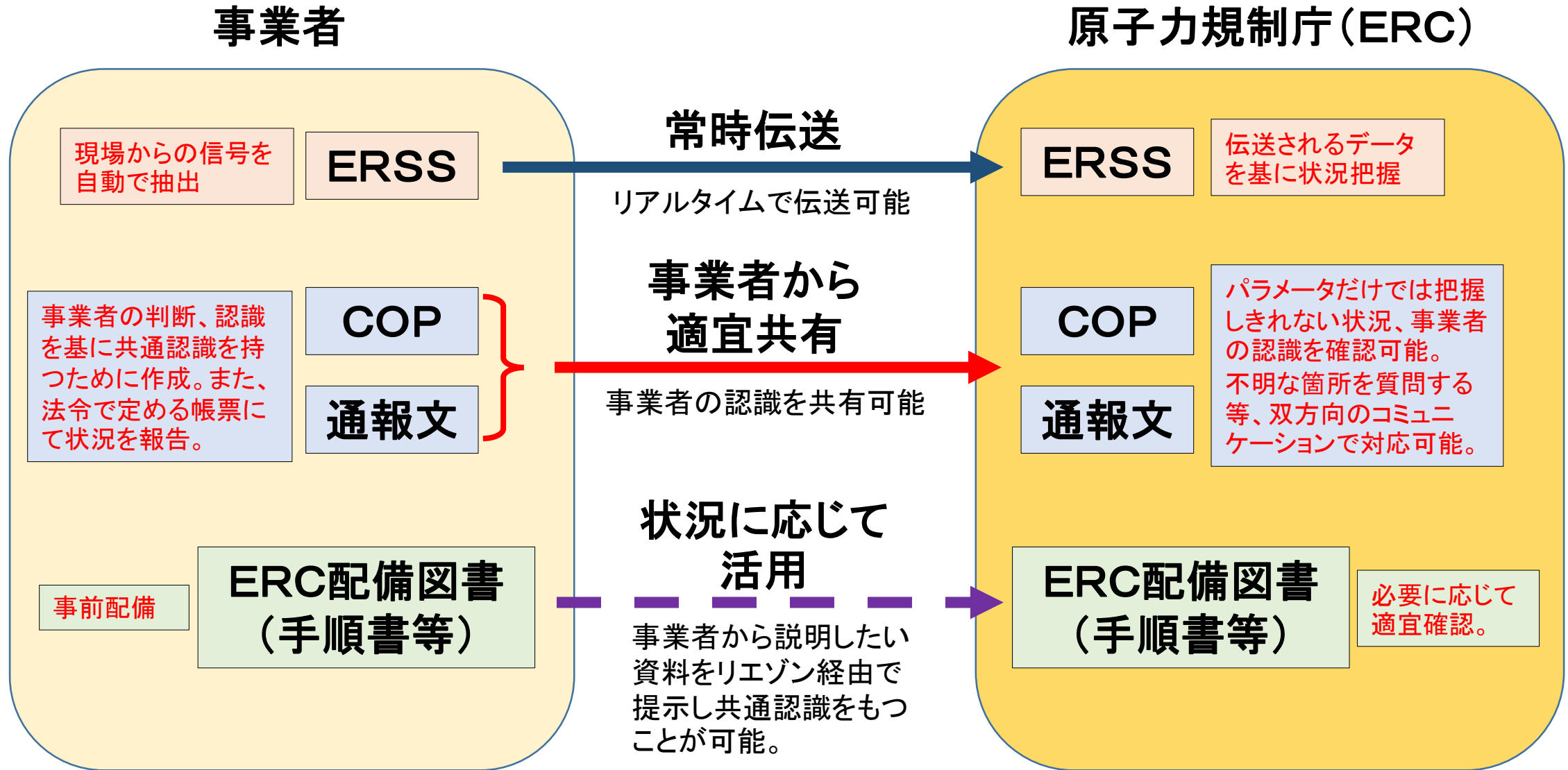
緊急時において原子力施設の周辺公衆の安全を確実に行うため、原子力事業者と原子力規制庁をはじめとする関係者箇所における情報共有、共通認識を持つ手段を整備しておく必要がある。

上記手段については、ERSSによるデータ伝送(ハード)とCOPやERC配備資料を用いたTV会議による説明(ソフト)があげられ、ERSSについては、伝送データ追加について検討を進めているところである(PWRは先行して検討済み)。

ただし、緊急時における情報共有については、ハードとソフトの組み合わせにて包括的に対応すべきものであり、ERSSの伝送パラメータ追加にあたっては、ERSSのみならず、情報共有全体のあり方を包括的に議論した上で、決定すべきと考える。

このため、ERSS伝送パラメータ追加にあたっての考え方について、次項以降のとおり提案する。

緊急時において原子力事業者と原子力規制庁が情報共有する方法(イメージ)



2. 考え方

ERSSに追加伝送する新規規制基準適合炉(BWR標準(案))について、以下の方針で検討を行った。

No.	方針	追加伝送パラメータの例
①	EAL判断に必要なパラメータ	原子力災害対策指針に規定される、EAL判断基準に関連する信号
②	EAL説明時に必要な付帯情報 (プラントデータ)	直接EAL判断に使用しないが、EAL判断にあたり包括的に確認する信号
③	設置許可申請書記載の重大事故等対処設備により計測する重要な監視パラメータ	・原子炉圧力容器、格納容器への代替注水流量等の重大事故時に監視が必要となる信号
④	ERCプラント班が官邸用資料やとりまとめ報を作成する上で必要なプラントデータ、あるいは事業者が進展予測や収束戦略を説明する上で必要と考えられるプラントデータ	・重大事故等対処設備の運転状態を確認する信号 ・電源系統の表示
⑤	ERCプラント班がプラント状態や事故収束対策を把握するための機能表示	・系統構成ができていくかわかる表示方法 ・可搬型重大事故等対処設備の稼働状態

①, ②, ④, ⑤: 各社共通の伝送項目区分

③: 各社の対策により伝送項目が変わる可能性がある項目区分